

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例

(利用の承認)

第13条 施設を農産物等の展示販売等の目的で利用しようとするものは、市長が定める利用の基準の範囲内において、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第14条 前条の規定により利用の承認を受けたものは、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

区分	金額
市内産農産物(本市の区域内で生産された農産物をいう。)の販売	売上金額の15%以内の額
上記以外	売上金額の30%以内の額

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 利用料金の収受等に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、市長が特に認める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。